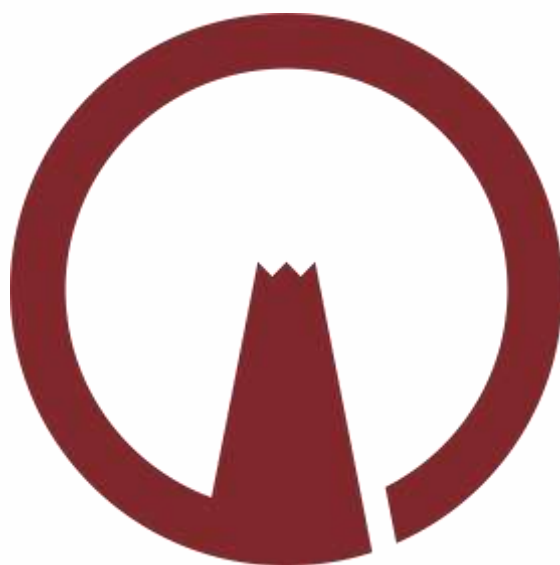


御殿場市行政経営指針

(令和8年度～令和12年度)



令和8年3月

御殿場市

目 次

	頁
1 御殿場市行政経営指針の概要	1
(1) 策定の趣旨	
(2) 位置づけ	
(3) 計画期間	
(4) 行政経営の目標	
(5) 行政経営の基本姿勢	
(6) 御殿場型NPMの推進	
(7) 取組ポイント	
(8) 取組姿勢のイメージ	
2 目標達成に向けた基本方針と推進項目	4
(1) 基本方針Ⅰ 行政経営の質の向上	
(2) 基本方針Ⅱ 持続可能な財政基盤の堅持	
(3) 基本方針Ⅲ 多様な主体との協働・共創のまちづくり	
3 目標達成に向けた推進体制	6
4 用語の解説	7

1 御殿場市行政経営指針の概要

※本文中では御殿場市行政経営指針を「本指針」と略します。

(1) 策定の趣旨

当市では、平成22年より、「御殿場型NPM」を構築し、「行政運営」から「行政経営^{※1}」への転換を図り、「市民と共に歩む行政経営」を推進してきました。この御殿場型NPM^{※2}の考え方は、現在、職員間に浸透しており、職員一人ひとりが市民と向き合い、市民本位の視点に立った行政サービスを提供することで、当市の行政経営は着実に前進してきました。

令和7年度末に前指針の計画期間が満了し、また、令和8年度から第五次御殿場市総合計画がスタートするにあたり、今後も「行政は市民の暮らしを豊かにするためにある」という立場で行政経営指針を策定するものです。

(2) 位置付け

第五次御殿場市総合計画の将来都市像「緑きらきら、人いきいき、未来へつなぐ交流都市 御殿場」を実現するため、『行政経営にどのように取り組むべきか』、『どのような視点を持つべきか』等の指針を定めたものです。

(3) 計画期間

第五次御殿場市総合計画前期基本計画の期間を踏まえ、令和8年度から令和12年度までの5年間を計画期間とします。

	R8	R9	R10	R11	R12	R13	R14	R15	R16	R17
総合計画	基本構想（10年間）									
	前期基本計画（5年間）					後期基本計画（5年間）				
行政経営指針	※実現するための指針					※実現するための指針				
	今期 行政経営指針（5年間）					次期 行政経営指針（5年間）				

(4) 行政経営の目標

～御殿場型NPMによる市民のウェルビーイング向上～

(5) 行政経営の基本姿勢

当市が従来から取り組んできた『市民と共に歩む行政経営』を、引き続き基本姿勢とします。

行政経営を進めていく上で基礎となる考え方は、「単に行政コストの削減だけを目指すものではなく、市民の生活を豊かにし、市民のウェルビーイング^{※3}（幸福度・満足度）の向上を図る」ということです。持続的に行政サービスを向上させていくためには、業務等の一層の効率化・合理化に取り組みつつ、市民と行政が地域の課題・問題や将来の方向性への思いを共にし、市民本位の施策・事業を推進することが必要になります。

このため本指針では、前指針（令和3～7年度）の考え方を継承し、「御殿場型NPM」の一層の推進に取り組み、市民と共に歩む行政経営を推進します。

(6) 「御殿場型NPM」の推進

御殿場型NPMとは、行政に民間企業の経営理論・手法等を取り入れ、行政の効率化・合理化を推進する『NPM(New Public Management:新公共経営)』の特徴の一つである「市民志向」に特に注力し、市民協働の推進と職員の意識強化・能力向上を基礎とした市民本位の行政経営のあり方を実践することで、本指針の根幹となるものです。

「誰のために市役所があり、誰のためにどこを向いて仕事をするのか」、「市民が何を求めているのか」ということを常に意識して行政サービスの改善・向上に取り組みます。また、安定した財政運営を基盤として、計画策定、予算編成、事業実施、事業評価、改善・反映の各過程が連携して機能するマネジメントを推進していきます。

(7) 取組ポイント

御殿場型NPMを一層推進するため、職員が重視すべきポイントを、以下の4点とします。

取組ポイント1 PDCA サイクルの機能充実

PDCA サイクルとは、Plan(計画)→Do(実施)→Check(評価)→Action(改善)の4段階を繰り返すことによって、業務を継続的に改善する仕組みのことで、当市では事務事業の実施にあたり、各段階における確認を、次のサイクルに繋げることにより、事業成果を上げています。目標と結果の対比を行うだけでなく、計画そのもの、また計画、実施、評価、改善の各段階でのプロセスを深く点検・検証することで、展開力の向上につなげ、施策をより実効性の高いものとしていきます。

取組ポイント2 ウェルビーイング(幸福度・満足度)の視点

ウェルビーイングとは、市民一人ひとりが、『身体的』にも、『精神的』にも、『社会的』にも満たされた状態にあることを指し、ウェルビーイングが向上しているかは、以下2つの指標で判断します。

【主観指標】市民一人ひとりの気持ちや考え（市民意識調査、市民満足度調査、アンケート等）

【客観指標】数字として客観的に計測できる（オープンデータ、各種統計資料等）

施策の企画立案段階、実施した事業の評価段階等で両指標を分析・検討し、市民のウェルビーイングの向上を図ります。なお、分析・評価にあたっては、他自治体との比較ではなく、当市におけるウェルビーイングを経年で比較し、当市の強みをより一層伸ばすとともに、弱みを補うことを推進します。

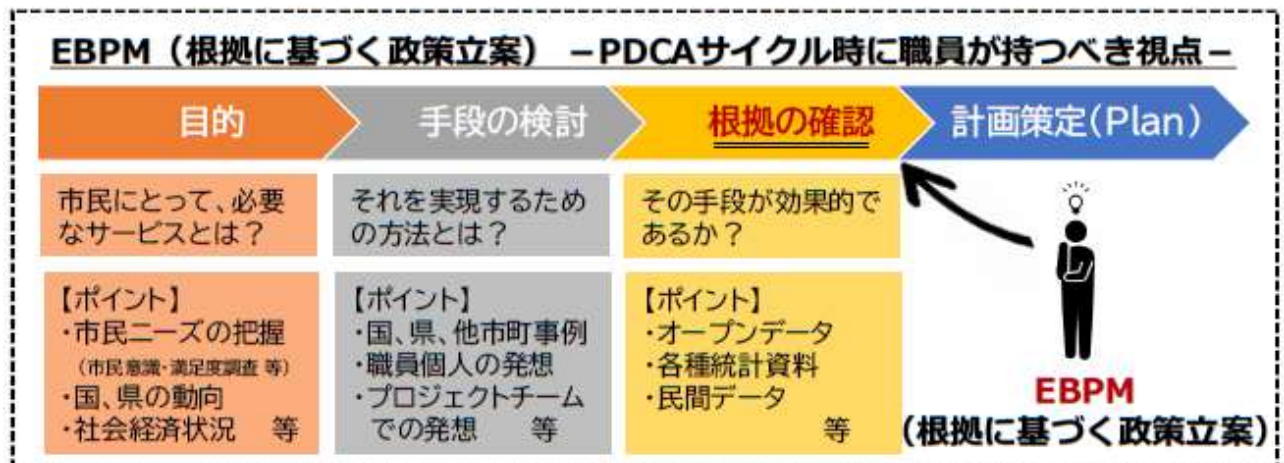
取組ポイント3 EBPM(根拠に基づく政策立案)の視点

EBPM^{※4}とは、政策の企画立案段階で、過去の事例やエピソードに頼るのではなく、政策目的を明確化し、その事業効果の測定に重要な関連を持つエビデンス(情報・データ)に基づき、企画立案することです。行政資源は有限であるため、その資源を適切に配分し、効率的かつ効果的に行政サービスを提供していかなければなりません。市民のウェルビーイング向上のため、明確な根拠を持ち、優先すべき施策は何かを判断し、全体としての効果が最大となるように資源配分を最適化する必要があります。

取組ポイント4 SDGs 推進の視点(持続可能な社会の実現)

「誰一人取り残さない」持続可能で多様性と包摂性のある社会を実現していくためには、SDGsの17の目標と169のターゲット(具体目標)をいかに達成していくかが重要です。施策立案、事業実施等に際し、SDGsへの貢献を常に意識した取組を推進していきます。

(8) 取組のイメージ



2 目標達成に向けた基本方針と推進項目

当市を含む地方自治体を取り巻く環境は、少子高齢化に伴う本格的な人口減少や、激甚化する自然災害、長引く物価高騰による市民生活への影響、急速に進化するデジタル社会など大きな変化の中にあります。また、市民のライフスタイルや価値観の多様化により、行政へのニーズが複雑化する中、最適な市民サービスを実現するためには、市民・民間企業などの社会を構成する様々な主体と連携を一層深化させ、また、社会変化に迅速かつ柔軟に対応できることが求められます。

基本方針1 行政経営の質の向上

行政の費用対効果を向上させていくため、組織全体のデジタルトランスフォーメーション(DX)^{※5}を軸に、業務プロセスの改善、事務事業の効率化・合理化を図るとともに、行政需要及び行政サービスの変化に対応した定員・組織管理や、職員の意識強化・能力向上及びマナー向上など人材の育成に取り組みます。

推進項目

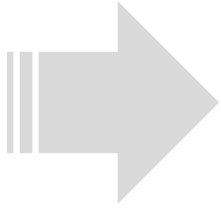
- EBPMの視点を取り入れたPDCAサイクルの徹底を図り、事業の実績評価と進捗管理を図ります。
- デジタル技術の有効活用により、多様な住民ニーズに対応した誰一人取り残さない質の高い行政サービスの提供を促進します。
- 定員管理計画^{※6}に基づき、行政需要・総合計画に対応した定員・組織管理を推進します。
- 職員の更なるマナーの向上、マネジメント能力やコーディネート能力、デジタルスキル等の向上などを目指し、効果的な研修を実施します。

基本方針2 持続可能な財政基盤の堅持

中長期的な視点に立ち、健全かつ安定した財政運営を推進するために、財政規律^{※7}の確保と財政基盤の強化に取り組みます。また、統一的な基準による地方公会計制度^{※8}に基づき、事業や施設の正確なコスト情報の把握など分析力の強化を図ります。公共施設の維持管理については、老朽化対策・管理運営・長寿命化など長期的な視点に立った適切なマネジメントを推進します。

推進項目

- 財政規律を確保し、セグメント分析を活用するなど健全かつ安定した行財政運営を推進します。
- 統一的基準による財務書類を作成し、団体間比較等に活用することで、分析力の強化に取り組みます。
- 長期的な視点に立った公共施設等の老朽化対策・管理運営・長寿命化及び再編・統廃合を進めるための方針「公共施設等総合管理計画^{※9}」に基づいた、公共施設等の適切なマネジメントを推進します。
- 納税しやすい環境の整備、企業版ふるさと納税の推進など、自主財源の確保による財政基盤の強化に取り組みます。



御殿場型 NPM による市民のウェルビーイング向上を目指すため

3つの基本方針を定めます

基本方針3 多様な主体との協働・共創のまちづくり

複雑化・多様化する市民ニーズや地域課題・社会課題に対応するため、市民、自治会をはじめ、民間企業、教育機関、NPOなど多様な主体が対等な立場で尊重し合い、専門知識や得意分野を生かして、地域課題の解決やまちづくり、新たな価値の創造に共に取り組みます。

推進項目

- 市民活動団体等の活動が持続可能なものとなるように、団体や事業の支援、活動を担う人材の育成に取り組みます。
- 市民、地区、市民活動団体、企業、行政などの様々な主体が理想と志を共有し、地域的・公共的課題に取り組む体制づくりを進めます。
- 高校生をはじめとした当市の未来を担う若者の郷土愛（シビックプライド）を醸成し、まちづくりに共に取り組みます。
- 市民満足度調査など、広く市民の声を聴き、市政に反映させていきます。
- 多様な媒体を活用し、行政情報を分かりやすく市民に発信し、行政の透明性の向上を推進します。

3 目標達成に向けた推進体制

(1) 検証、評価、改善の対象

本指針に基づく検証、評価、改善の対象は、特定の重点項目を定めるものではなく、予算書に掲載された全ての科目、大事業、細事業、全庁にわたる事務事業等を対象とするものであり、行政経営に対する職員意識のより一層の定着、醸成を図ることで、社会情勢の変化に対し、迅速かつ的確に対応していくものです。

(2) 全庁、全事務事業にわたる検証、評価、改善の取組 ～全体最適の視点(資源配分の最適化)～

行政は限られた資源を適切に配分することで、効率的かつ効果的に行政サービスを提供していかなければなりません。その際、各部署・組織がそれぞれの事業・施策を充実・改善していくこと(部分最適)は必要ですが、より広い視野を持ち、各組織の事業・施策の効果を見るとともに、優先すべき施策は何かを判断し、全体としての効果が最大となるように資源配分を最適化する必要があります(全体最適)。

各部署・組織において、この「全体最適」の視点で行政経営に取り組んでいきます。

- ① 財政の観点 予算編成に向けたヒアリングや決算時の評価
- ② 事業の観点 3か年実施計画策定、事務事業の見直しに向けたヒアリング
- ③ 組織の観点 組織改編等に向けたヒアリング
- ④ 職員定数管理の観点 職員定数の適正な管理と適正な配置に向けたヒアリング

(3) 推進体制

① 行政改革推進本部

全庁をあげて御殿場型NPMを一層推進していくための中心組織として、市長を本部長とする「御殿場市行政改革推進本部」において進行管理を行います。

② 行政改革推進強化のための推進員会議

御殿場型NPMの一層の推進及び各種課題の解決を図るために、所属長を推進員とする「御殿場市行政改革推進強化のための推進員会議」を置き、行政経営の推進強化に努めます。

③ 行政改革推進審議会

御殿場型NPMの推進状況及び成果等について意見交換を行うとともに、外部の視点から適正な進行管理を図るべく、市民の代表者により構成された「御殿場市行政改革推進審議会」を置き、意見・提言等をいただきます。

4 用語の解説

※1 行政経営

従来の様に「行政を運営する」という考え方ではなく、住民を顧客と考え、その満足度の向上を施策の基準に置くなど、民間企業の経営手法や考え方を導入して「行政を経営する」ことを目指すもの。

※2 NPM（New Public Management、新公共経営）

行政に民間企業の経営理論や経営手法を取り入れ、行政の効率化・合理化を推進する考え方のこと。

※「御殿場型 NPM」は、NPM の特徴の一つである「市民志向」に特に力を入れた市民本位の行政経営をいう。

※3 ウェルビーイング

市民一人ひとりが、『身体的』にも、『精神的』にも、『社会的』にも満たされた状態にあること。

※4 EBPM（Evidence Based Policy Making）

政策の企画立案段階で、過去の事例やエピソードに頼るのではなく、政策目的を明確化し、その事業効果の測定に重要な関連を持つエビデンス(情報・データ)に基づき、企画立案すること。

※5 DX（Digital transformation）

デジタル技術の浸透によって人々の生活をより良い方向に変化させること。

※6 定員管理計画

適切な職員の総数を管理し、かつ全体として最も効率的になるように職員を配置し、市民の多様な要望や需要に対応できる体制を構築することを目的として策定する計画。

※7 財政規律

自治体の財政を秩序正しく運営するための考え方で、収支の均衡が保たれていることを正しいとする。地方財政健全化法の健全化判断比率とは別に独自の財政指標の目標値(ガイドライン)を定め、その達成に向けて歳出削減、市債発行の抑制等に取り組むことで財政規律の維持・確保を図る自治体もある。

※8 統一的な基準による地方公会計制度

現在の地方公会計が採用している現金主義会計からは分かり難いコストやストック情報を把握し、財政のマネジメント強化を目的として統一的な基準による財務書類等を作成し、①発生主義・複式簿記の導入、②固定資産台帳の整備、③比較可能性の確保を促進するもの。

※9 公共施設等総合管理計画

公共施設の総合的かつ計画的な管理を推進するために定める計画。

総務大臣から通知された「公共施設等の総合的かつ計画的な管理の推進について」では、厳しい財政状況が続く中で、今後、人口減少等により公共施設等の利用需要が変化していくことを踏まえ、公共施設の状況を把握するとともに、長期的な視点をもって更新・統廃合・長寿命化などに計画的に取り組むことを要請している。

御殿場市行政経営指針

(令和8年3月)

御殿場市 企画戦略部 企画課

TEL:0550-82-4421

FAX:0550-84-1661

E-Mail:kikaku@city.gotemba.lg.jp